

第2回神奈川県・相模原市政令指定都市移行連絡会議

次 第

日 時 平成20年2月4日(月)

午後3時15分～

場 所 神奈川県庁新庁舎5階第5会議室

1 あいさつ

2 議 題

(1) 協議に係る基本的な考え方について

(2) 今後の協議の手法について

3 その他

相模原市の政令指定都市移行にかかる県の協議の基本的考え方

相模原市は、平成15年に中核市に移行し、平成18年及び19年にわたる2度の合併を経て人口70万を超える都市となり、さらに平成22年4月を目途に政令指定都市への移行を目指した取組を進めています。

こうした市の取組は、「自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ」地域主権型社会の実現をめざす県の取組の方向とも一致していますので、県としてもその選択を支持し、これを支援するものです。

政令指定都市は基礎自治体としては最も多くの権限を有することとなりますが、その権限に応じた責任を果たしていくため、道路財源や宝くじ売上収益金の配分など、財政運営上の新たな配慮もなされることとなります。

政令指定都市移行にあたっては、何よりも国の理解を得ることが必要であり、そのためには、他の政令指定都市と遜色ない都市機能を有することや、県からの移譲事務を適切に処理して行く能力があることを自ら証明していく必要があります。

これらを踏まえれば、相模原市が政令指定都市として担う権限については、本県における既存政令指定都市である横浜市、川崎市と同等のものとする必要があり、また、政令指定都市となることを自ら選択したことから、移行にあたっては県の支援に依存することなく、その資格者たる自負をもって、自主的・自立的に対応していく必要があると考えます。

こうした観点に立ち、相模原市の政令指定都市移行にかかる県の協議の基本的な考え方は、次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 1 相模原市が政令指定都市になることで、当然に相模原市が担うこととなる法令必須事務等については、移行時に全て相模原市が担うことを基本として協議を行います。 相模原市の基本的な考え方と同様
- 2 法令任意事務、事務処理特例条例による移譲事務については、現在の横浜市、川崎市に対する態様と同様のもので移譲することを基本として協議を行います。 相模原市の基本的な考え方と同様
- 3 相模原市の基本的な考え方におけるその他の個別事項については、そうした方向性に至った経過について、既存の政令指定都市と遜色ない都市機能を有することを含めて、市の考えを聞くことから手順を踏んで、協議を行います。
- 4 なお、移譲路線にかかる県償還金については、道路財源が相模原市に移転されることとなることから、市に負担を求めることとして、協議を行います。

政令指定都市移行に伴う
神奈川県からの事務移譲
に関する基本的な考え方

平成20年1月

相 模 原 市

移譲事務に係る基本的な考え方

(1) 事務区分ごとの基本方針

法令必須事務、要綱・通知等による事務

法令上、政令指定都市が必ず処理することとなる移譲事務については、平成22年4月1日の政令指定都市移行時に、円滑な執行ができることを基本に、協議をお願いします。

(主な事務)

- ・ 児童相談所の設置
- ・ 精神保健福祉センターの設置
- ・ 精神科救急医療体制の整備
- ・ 国県道の管理
- ・ 県費負担教職員の任免等

法令任意事務、県の事務処理特例条例による事務

政令指定都市としての広域的な役割、住民ニーズや期待される効果、経費等の観点を中心に、横浜市、川崎市など先行政令指定都市における移譲状況等を参考にし、移譲の諾否について、協議をお願いします。

(主な事務)

- ・ 身体・知的障害者更生相談所の設置
- ・ 医療法に基づく医療法人の設立認可
- ・ 特定非営利活動法人の認証

県単独事業

総合的な観点から、移譲の諾否、時期及び移譲に際しての条件等について、段階的に移譲を受けるなどの措置を含めて、協議をお願いします。

(主な事務)

- ・ 小児医療費助成事業
- ・ 民間社会福祉施設施設整備借入償還金補助(児童福祉施設)

(2) 県への要望

人的支援

県から市への移譲事務の円滑な執行を確保し、市民サービスの低下をきたさぬよう、保健福祉分野、土木分野、教育分野等必要な人的支援をお願いします。

財政課題

政令指定都市移行後の安定的な行財政運営が保たれるよう、ご配慮をお願いします。

- ・ 国県道整備に伴う県債償還金の取扱い
- ・ 法人県民税・事業税の超過課税分充当事業に係る財源移譲
- ・ 当せん金付証票(宝くじ)の販売収益金の配分等

施設関連

県から市への移譲事務の円滑な執行を確保するため、県が所有する施設の譲渡及び借用について、ご配慮をお願いします。

- ・ 県相模原児童相談所の施設譲渡（児童相談所）
- ・ 県相模原合同庁舎の一部借用等（精神保健福祉センター、身体・知的障害者更生相談所）

その他

政令指定都市への移行準備等が円滑に行われるよう、ご配慮をお願いします。

- ・ 人事委員会の設置
- ・ 土木事業関連

以 上